

中間処理施設候補地評価報告書

令和 7 年 6 月

中間処理施設候補地評価委員会

目次

1.建設候補地評価の基本的な考え方.....	1
2.建設候補地の選定手順.....	3
3.総合評価する土地の選定	5
4.総合評価項目等の設定.....	9
5.総合評価する土地の評価結果.....	13
6.総評と付帯事項.....	16
7.おわりに	18
8.参考資料	19

1.建設候補地評価の基本的な考え方

1.1 これまでの経緯

(1) ごみ処理広域化を進める市町の現状

1市5町（網走市、美幌町、斜里町、小清水町、清里町、大空町）は、施設の老朽化や処分場のひっ迫、今後の人口減少やごみ処理に係る人材の確保、施設・設備の更新と処理費用の抑制といった課題への対応が同時期となっていることから検討を進めてきた。

令和4年7月に1市4町（網走市、美幌町、斜里町、小清水町、大空町）で斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会を設立し、その後令和6年2月に清里町が加入し、現在の構成となっている。

(2) 各市町の共通の課題と求められる対応

①安定的な生ごみ堆肥化(資源化)

- ・網走市、斜里町、小清水町、大空町は、生ごみを堆肥化(資源化)しているが、一定レベルの堆肥化率の維持、堆肥提供先の安定確保が課題となっている。
- ・美幌町と清里町は生ごみを埋立又は焼却処理しているため、他市町と比べて生ごみは未利用資源となっている。

②高齢化によるごみ分別負担への対応

- ・高齢化等によるごみ分別をすることが困難な人への軽減が求められており、排出時のごみの分別数を減らす分別の簡素化(集約化)への対応が課題となっている。

③収集作業員の確保

- ・各自治体において、廃棄物従事者の人材・人手不足が顕在化傾向で、働き方改革(労働時間・条件等)にも対応した、収集作業員の確保方策が必要となっている。
- ・分別の簡素化(集約化)による収集の効率化(手間、費用、収集日)により収集作業員・収集車両の少数化対応の考えも必要との現場の声がある。

④循環型社会形成への対応

- ・廃棄物処理に当たっては、資源化利用の推進と廃棄物から炭素を回収して原料や燃料として社会に循環させる循環型社会形成がカーボンニュートラル実現につながることから、それらへの対応が必要不可欠となっている。
- ・廃棄物処理施設整備では、循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する高効率なエネルギー回収を行う先進的な施設整備が推進され、国からの交付金の優遇措置も講じられている。

(3) 中間処理方式について

中間処理方式は焼却処理方式、またはメタンコンバインド処理方式のいずれかの処理方式で、1市5町の状況・考えや建設候補地の条件等により決定する。

(4) 中間処理施設建設予定地（大空町東藻琴）の取りやめについて

令和6年10月、建設予定地の地質調査結果から、盛土層が確認され、盛土前の地山が急斜面であったことが判明した。また、複数の調査地点からビニール片、コンクリート状のものが確認された。

その後、令和6年12月開催の協議会において、協議の結果建設予定地の取りやめが決定され、また1市5町の枠組は維持しつつ、新たな候補地を選定することとなったことから、令和7年1月、当評価委員会の設置が決定した。

1.2 協議会としての評価の視点

第1回中間処理施設候補地評価委員会の開催にあたり、斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会会長（網走市長）より冒頭の挨拶が行われ、協議会で考える中間処理施設整備に係る4つのコンセプトが共有された。

1つには、「環境」であり、土地周辺の特色の考慮・周辺住民に理解される施設の整備となる「環境との調和」と脱炭素に取り組み、持続可能な施設整備となる「持続可能な循環型社会の形成」となること。

2つには、「インフラ」で、既存設備を最大限利用し、過大な整備とならない「既存インフラの有効利用」となること。

3つには、「経済性」で、構成市町の将来を見越した適切な規模の整備と収集運搬時の距離の利便性を考慮した「過度な事業費とならない経済性を配慮した施設整備」となること。

4つには、「時間」で、最終処分場のひっ迫、既存焼却施設の老朽化への対応として、各市町が抱えるごみ処理への課題解決となること。

評価にあたっては、以上のような考えのもと進めていくことを希望している旨が示された。

2.建設候補地の選定手順

建設候補地の選定に当たっての手順を次の通り決定し、全4回の中間処理施設候補地評価委員会を開催した。

(1) 候補地選定方針

中間処理施設整備事業の概要をまとめると共に、候補地選定までのフローを決定する。

(2) 候補地の抽出

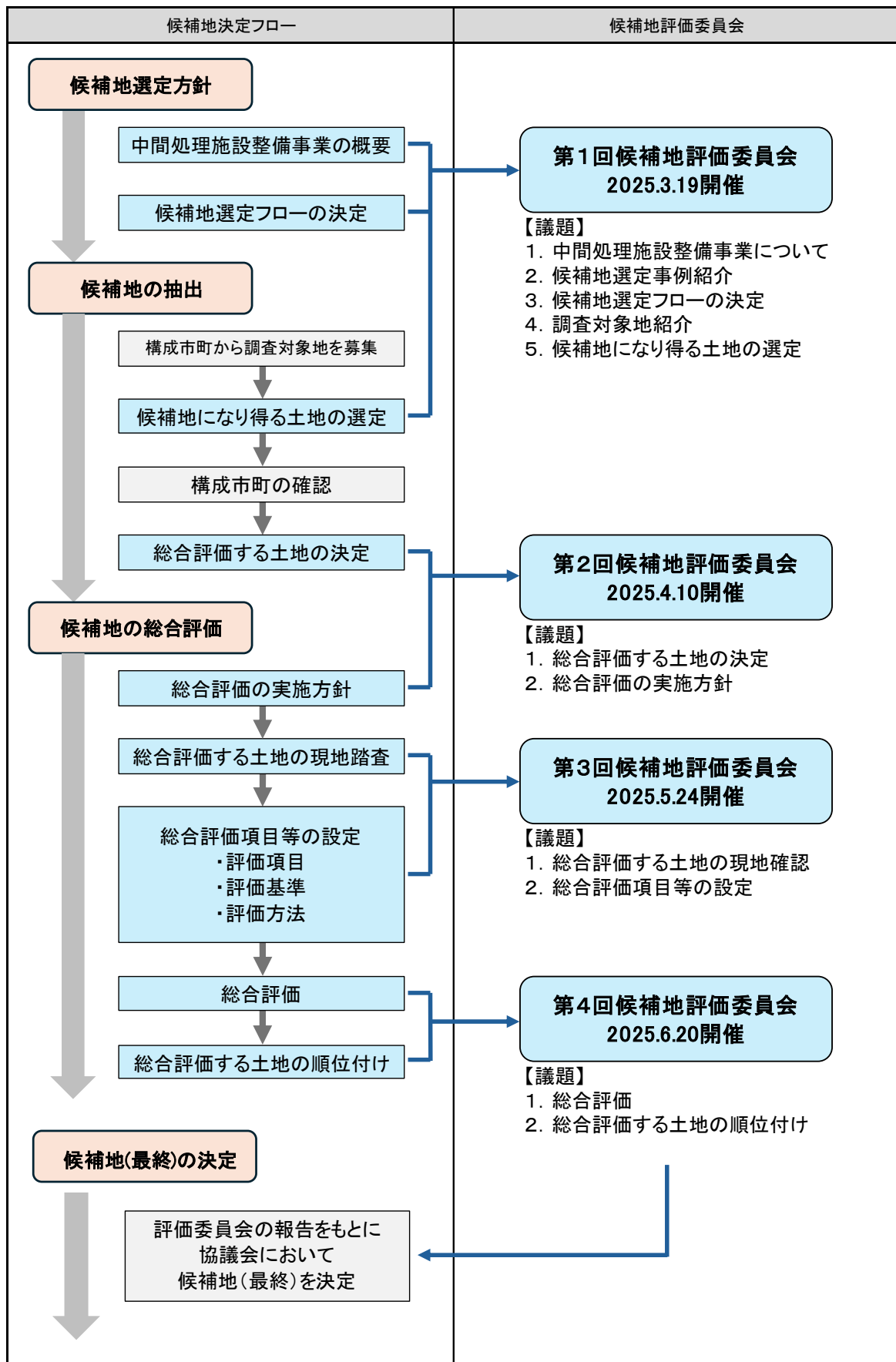
構成市町から調査対象地を募集し、その中から一定の条件を設け、候補地になり得る土地の選定を行い、構成市町の確認を経て、総合評価する土地を決定する。

(3) 候補地の総合評価

総合評価の実施方針を設定し、また、総合評価する土地の現地踏査を行う。そして、それらを念頭に、評価項目・評価基準・評価方法といった総合評価項目等の設定を行い、最後に評価する土地それぞれの総合評価、順位付けを行う。

なお、本委員会では総合評価する土地の順位付けは行うが、委員会での成果を斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会へ報告するに留め、候補地の最終決定は協議会において決定する。

候補地選定フロー



3.総合評価する土地の選定

3.1 総合評価する土地の選定について

総合評価する土地の選定に当たり、14,000 m²以上の開けた公有地^{※1}として1市5町より13箇所の提出を受けた。施設の建設を検討するうえで、リスクの排除が困難と考えられる「不適と考えられる土地」の条件^{※2}により6箇所を除外し、残りの7箇所が第1回建設候補地評価委員会で選定した。

その後、その結果を各市町持ち帰るとともに、市町でその他の事由で今後の総合評価に進まないとした土地の取りまとめの結果、第2回建設候補地評価委員会にて、総合評価する土地については、4箇所とすることを決定した。

※1 メーカーアンケートに基づく建設必要面積より、14,000 m²以上とした。また、確実な建設時期が見通せることから公有地のみの条件設定とした。

※2 「不適と考えられる土地」の条件

(1)活断層

- ・将来活動確率（今後30年以内）は約0.5%だが発災時のリスクが大きい

(2)埋蔵文化財

- ・施設建設中、新たな埋蔵文化財が出土した場合、埋蔵文化財保護の協議を要しスケジュールの再検討が想定される

(3)鳥獣保護区のうち特別保護地区

- ・工作物の新築等に許可を要し、住民合意の際も反対意見が挙がり遅延する恐れも懸念される

(4)急傾斜地崩壊危険区域

- ・一定の傾斜や高さの規定に基づき指定された区域であり、発災時のリスクが大きい

(5)津波浸水想定・津波災害警戒区域

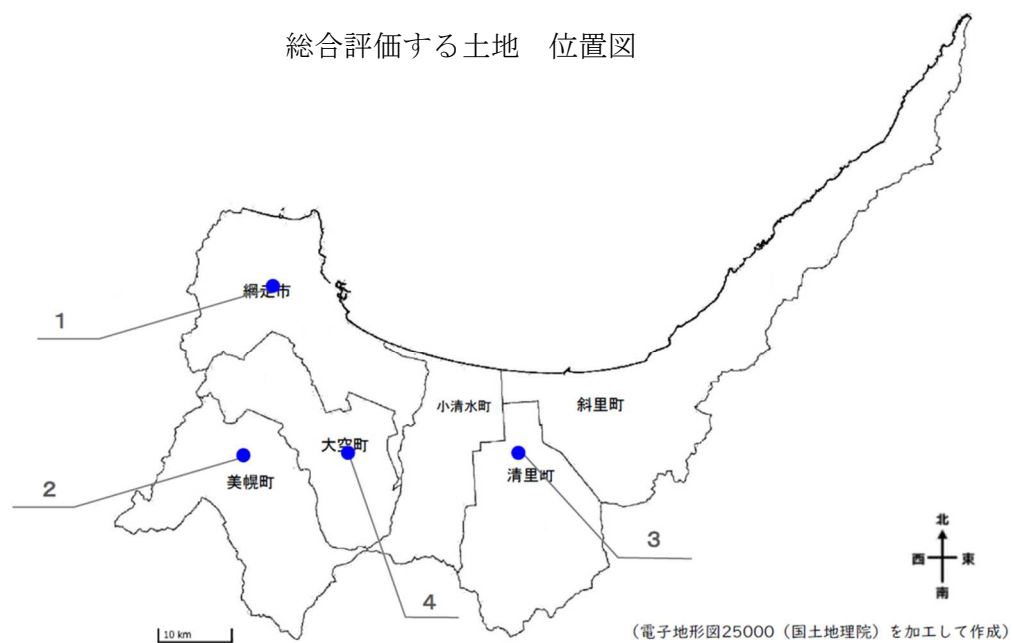
- ・発災時のリスクが大きい

3.2 総合評価する土地の選定結果

以下の土地について、総合評価することとした。

	市町名	所在地
1	網走市	網走市字二見ヶ岡67番地 ほか
2	美幌町	美幌町報徳78番地 ほか
3	清里町	清里町字江南807番地5
4	大空町	大空町東藻琴末広628番1

総合評価する土地 位置図



対象地	所在地
1	網走市字二見ヶ岡67番地 ほか
基本情報	
総面積	22,088.00㎡
地歴	旧二見ヶ岡小学校敷地
近郊（300m半径 以内施設）	住宅、農地



（地理院タイルに図示を追記して掲載）



対象地	所在地
2	美幌町報徳78番地 ほか
基本情報	
総面積	140,662.00㎡
地歴	・一部一般廃棄物処分場としての利用あり（昭和48年以前）（候補地北側）。 ・一部衛生センター（焼却施設）としての設置履歴あり（候補地南側）。 ・現在は南側に下水終末処理場、車輛センター、北側は雪捨場として活用。
近郊（300m半径 以内施設）	・下水終末処理場 ・車輛センター ・北見宇部美幌工場 ・JAびほろ麦施設



（地理院タイルに図示を追記して掲載）



対象地	所在地
3	清里町字江南807番地5
基本情報	
総面積	15,000.72㎡
地歴	・清里町清掃センター隣接地 ・過去の建設物 無
近郊（300m半径以内施設）	清掃センター



(地理院タイルに図示を追記して掲載)



対象地	所在地
4	大空町東藻琴末広628番1
基本情報	
総面積	115,955.00㎡
地歴	現在、採石プラント稼働中（2年採石、3年搬出）※R6.10聞き取り
近郊（300m半径以内施設）	・農地



(地理院タイルに図示を追記して掲載)



4.総合評価項目等の設定

4.1 評価方法の設定

総合評価する土地の評価方法については、以下の2方式から検討を行った。

評価方法	概 要
評価＋採点方式	・評価項目ごとに採点して評価する方式 ・評価項目の重要性を反映した配点（重み付け）を協議し設定 ・各委員が個別採点を行い、その採点結果の合計値を総合評価とする
評価＋調整方式	・評価項目ごとに優劣を「◎・○・△」で判定する方式 ・数値化が困難な定性的な評価項目を扱う場合に採用されることが多い ・事前に各委員が評価項目の判定を行い、その後の意見調整によって総合評価とする

総合評価の評価項目は必ずしも定量的な評価のみではなく、定性的な評価も行うことが想定されることから、第2回中間処理施設候補地評価委員会にて、評価方法は「評価＋調整方法」とすることを決定した。

4.2 評価項目及び評価基準の設定

一般廃棄物処理施設を設置する際の課題（問題点）と利点を幅広い観点から評価することで、より適性が高い建設候補地の選定につながると考えられることから、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（平成 29 年 4 月、公益社団法人全国都市清掃会議、（以下、「計画・設計要領」という。））に示される評価項目や他事例の評価項目を参考とし、斜網地区の地域特性を考慮しながら評価項目を設定した。

第 2 回中間処理施設候補地評価委員会では、計画・設計要領に示される評価項目や他事例の評価項目を事務局から示した上で協議を行った。

第 3 回中間処理施設候補地評価委員会にて、評価項目の事務局試案をたたき台として示し、改めて協議、検討を行い、評価項目を確定した。

また、第 2 回中間処理施設候補地評価委員会で決定した「評価＋調整方法」により、記号（◎・○・△）で評価を行った。

評価基準は、できるだけ客観的・合理的なものとし、恣意的なものにならないよう配慮した。

評価基準については、評価項目の事務局試案と併せて評価基準の事務局試案をたたき台として示し、第 3 回中間処理施設候補地評価委員会にて検討を行い、確定した。

評価項目と評価基準については以下に示す通りとなった。

No.	評価項目		評価基準
	大項目	小項目	
1	土地利用	現況土地利用	評価する土地における現在の土地利用状況を確認し、新中間処理施設の建設に影響を及ぼす可能性があるかどうかを評価する。 ・適正度が高い：土地利用はない。（◎） ・適正度が普通：土地利用があるが、その影響は小さい。（○） ・適正度が低い：土地利用があり、その影響は大きい。（△）
		土地利用上の法規制	評価する土地において施設の建設や運営に対する制約を課す法的規制が存在するかを評価する。 ・適正度が高い：法規制はない。（◎） ・適正度が普通：法規制はあるが、必要な許認可、法規制の解除は比較的容易である。（○） ・適正度が低い：法規制があり、必要な許認可、法規制の解除は容易ではない。（△）
2	自然環境	水環境への影響	水環境への配慮の観点から、排水処理後の処理水は下水放流が望ましいと判断されることから、下水放流の可否を評価する。 ・適正度が高い：下水放流は可能である。（◎） ・適正度が低い：下水放流は難しい。（△）
		自然環境（植生）への影響	評価する土地及びその周辺の自然環境への配慮の観点から、建設工事に伴う自然環境（植生）への影響を評価する。 ・適正度が高い：自然環境への影響はほとんどない。（◎） ・適正度が普通：自然環境への影響は小さい。（○） ・適正度が低い：自然環境への影響が大きい。（△）
		希少動植物への影響	希少動植物への配慮の観点から、希少種の生息地が評価する土地及びその周辺に存在するかどうかを確認し、希少動植物への影響を評価する。 ・適正度が高い：評価する土地及びその周辺に存在しない。（◎） ・適正度が低い：評価する土地又はその周辺に存在する。（△）

No.	評価項目		評価基準
	大項目	小項目	
3	地形・地質・地歴	地形	評価する土地の地形について大規模な造成工事が必要かどうかを評価する。 ・適正度が高い：平坦な地形で大規模な造成工事は不要。（◎） ・適正度が低い：大規模な造成工事が必要で、建設工期に影響を及ぼす可能性がある。（△）
		地質、地下水位	周辺のボーリング調査等を参考に建設候補地の地盤について、軟弱層の分布や地下水位の高低状況など、建設工事の施工性や経済性に及ぼす影響の可能性を評価する。 ・適正度が高い：地質、地下水位による建設工事への影響はほとんどないと考えられる。（◎） ・適正度が普通：地質、地下水位による建設工事への影響は小さいと考えられる。（○） ・適正度が低い：地質、地下水位による建設工事への影響が大きいと考えられる。（△）
		地歴	評価する土地において、過去の開発や土地利用の履歴から、地下に残置された地下埋設物や土壌汚染のリスクが存在していないかを評価する。 ・適正度が高い：地下埋設物や土壌汚染のリスクは低い。（◎） ・適正度が普通：地下埋設物の存在は認められるが、土壌汚染のリスクは低い。（○） ・適正度が低い：土壌汚染のリスクが認められ、土壌汚染対策工事が必要となる。（△）
4	防災	土砂災害リスク	防災に関連する法規制の状況、過去の土砂災害発生履歴から評価する。 ・適正度が高い：災害等の危険リスクが低い。（◎） ・適正度が普通：災害等の危険リスクがあるが、対応が容易。（○） ・適正度が低い：災害等の危険リスクがあり、対応が困難。（△）
		洪水浸水リスク	洪水に伴う浸水リスクに関して、ハザード指定の状況、洪水浸水発生履歴から評価する。 ・適正度が高い：洪水浸水の危険リスクが低い。（◎） ・適正度が普通：洪水浸水の危険リスクがあるが、対応が容易。（○） ・適正度が低い：洪水浸水の危険リスクがあり、対応が困難。（△）
5	生活環境	生活環境への影響	生活環境（大気質・騒音・振動・悪臭）への配慮の観点から、評価する土地と集落や文化施設等（文化、教育、福祉、医療、保健施設など）との位置関係を確認し、新中間処理施設の稼働や出入口における収集運搬車の搬出入に伴う生活環境への影響を評価する。 ・適正度が高い：評価する土地と集落や文化施設等の離隔距離が（５００）m以上離れている。（◎） ・適正度が普通：評価する土地と集落や文化施設等の離隔距離が（２５０）m程度離れている。（○） ・適正度が低い：評価する土地に近接する位置に集落や文化施設等が存在する。（△）
		生活用道路への影響	収集運搬車両の集結に伴う交通量の増加による事故のリスク、農作業車両等の渋滞など、地域の経済活動への配慮の観点から、主要幹線道路から評価する土地までの搬入道路について、道路沿線の利用状況を確認し、生活用道路への影響を評価する。 ・適正度が高い：搬入道路沿線の影響は比較的少ない。（◎） ・適正度が普通：搬入道路沿線の影響は中程度である。（○） ・適正度が低い：搬入道路沿線の影響は比較的多い。（△）

No.	評価項目		評価基準
	大項目	小項目	
6	周辺条件	インフラ整備状況	評価する土地周辺のインフラ整備状況を評価する。 ・適正度が高い：インフラ整備は完備されていて、特に整備は不要である。（◎） ・適正度が普通：一部のインフラ整備が必要になるが、比較的容易に整備できる。（○） ・適正度が低い：大規模なインフラ整備が必要になる。（△）
		インフラ整備に要する工事期間	新中間処理施設の建設工事期間内で、下水道整備などのインフラ整備が完了するかどうかを評価する。 ・適正度が高い：工事期間内でインフラ整備が完了する。（◎） ・適正度が低い：工事期間内でインフラ整備が完了しない可能性がある。（△）
7	収集・運搬	収集・運搬効率	収集・運搬効率については、各市町からのごみ排出量と評価する土地までの運搬距離を用いて、収集・運搬に伴う仕事量（＝ごみ排出量×運搬距離）を指標とし、仕事量の負荷の大小を評価する。 ・適正度が高い：仕事量の負荷は4つの評価する土地の平均値よりも小さい。（◎） ・適正度が普通：仕事量の負荷は4つの評価する土地の平均値程度である。（○） ・適正度が低い：仕事量の負荷は4つの評価する土地の平均値よりも大きい。（△）
		搬入道路の安定性	構成市町から評価する土地までの運搬経路上において、通行止めの頻度や迂回ルートの有無などを考慮し、運搬に対する影響の可能性を評価する。 ・適正度が高い：運搬への影響はほとんどないと考えられる。（◎） ・適正度が普通：運搬への影響は小さいと考えられる。（○） ・適正度が低い：運搬への影響が大きいと考えられる。（△）
8	将来計画と土地利用	将来土地利用の可能性	評価する土地の敷地内において将来的に中間処理施設以外の施設整備やその他の有効利用ができる可能性で評価する。 ・適正度が高い：評価する土地の敷地内に利用可能な土地がある。（◎） ・適正度が普通：評価する土地の敷地内に利用可能な土地がない。（○）
9	経済性	施設整備費	施設整備費について評価する。 ・適正度が高い：平均より安価。（◎） ・適正度が普通：平均と同程度。（○） ・適正度が低い：平均より高価。（△）
		施設整備費以外の費用	施設整備費以外の費用について評価する。 ・適正度が高い：平均より安価。（◎） ・適正度が普通：平均と同程度。（○） ・適正度が低い：平均より高価。（△）
		維持管理費	維持管理費について評価する。 ・適正度が高い：平均より安価。（◎） ・適正度が普通：平均と同程度。（○） ・適正度が低い：平均より高価。（△）

5.総合評価する土地の評価結果

5.1 評価内容

「4.2 評価項目及び評価基準の設定（P. 10）」で設定した評価項目、評価基準に基づいて、各委員が評価を行い、第4回中間処理施設候補地評価委員会にて、意見交換を行い、最終的な各委員の評価を決定した。

なお、下記評価項目については、不確定要素が多く評価が困難なこと、あるいは、地元に住んでいないため正確な評価ができないことを理由に辞退した人数を示す。

希少動植物への影響：網走市字二見ヶ岡、清里町字江南、大空町東藻琴末広について
6名評価辞退
美幌町報徳について3名評価辞退

地質、地下水位：網走市字二見ヶ岡について1名評価辞退
大空町東藻琴末広について3名評価辞退

地歴：美幌町報徳、大空町東藻琴末広について1名評価辞退

搬入道路の安定性：全箇所について2名評価辞退

評価結果集計表

No.	評価項目		網走市字二見ヶ岡			美幌町報徳			清里町字江南			大空町東藻琴未広			コメント記載欄
	大項目	小項目	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	
1	土地利用	現況土地利用 土地利用上の法規制	-	1	8	5	4	-	9	-	-	1	2	6	網走市、大空町の土地は、現在土地利用がある。
2	自然環境	水環境への影響 自然環境(植生)への影響 希少動植物への影響	7		2	9		-	-		9	9		-	
3	地形 地質 地歴	地形 地質、地下水位 地歴	9		-	9		-	9		-	-		9	美幌町の土地は、希少な環境とまでは言えず、そこが失われることで多大な影響を及ぼすことはないと考えられる。移植するなど、対策を行う必要がある。 美幌町の土地は、ハザード対策として土地の造成が必要。 いずれの土地も、工事に關しては特段の支障はない。 美幌町、大空町の土地は、埋設物に關しては可能性があるが、土壌汚染のリスクは少ないと考えられる。
4	防災	土砂災害リスク 洪水浸水リスク	9	-	-	9	-	-	9	-	-	7	2	-	
5	生活環境	生活環境への影響 生活用道路への影響	2	7	-	-	9	-	9	-	-	4	5	-	比較的近隣に住宅がある場合、考慮すること。 生活用道路への影響は、配慮すること。美幌町の土地は、雪捨て場ともなっているため、特に配慮すること。
6	周辺条件	インフラ整備状況 インフラ整備に要する工事期間	-	3	6	-	9	-	-	1	8	-	3	6	
7	収集・運搬	収集・運搬効率 搬入道路の安定性	9	-	-	9	-	-	-	-	9	9	-	-	全ての土地で、同等のリスクはあると考える。
8	将来計画と土地利用	将来土地利用の可能性	1	8		8	1		1	8		9	-	-	
9	経済性	施設整備費 施設整備費以外の費用 維持管理費	-	9	-	-	9	-	-	9	-	-	9	-	
評価結果集計			72	72	27	102	67	5	78	41	53	68	66	34	

※各数値は評価人数、「-」は評価人数0人、グレーでの着色は評価基準として選択無しを示す。

5.2 評価結果

「5.1 評価内容（P.13）」の通り、第4回中間処理施設候補地評価委員会にて、各委員の最終評価を確定し、評価内容を踏まえて評価の順位を決定した。

評価結果は以下に示す。

最終順位	評価した土地
1 位	美幌町報徳
2 位	網走市字二見ヶ岡
2 位	大空町東藻琴末広
4 位	清里町字江南

※最終順位2位となった「網走市字二見ヶ岡」と「大空町東藻琴末広」の土地については、地域コミュニティの場として機能しているところと、現状利用され地形・地質条件に課題があるところを比較評価することが困難であったため同順とした。

6.総評と付帯事項

6.1 総評

今回の中間処理施設の候補地評価にあたっては、まず土地の取得に必要な時間も考慮して14,000㎡以上の開けた公有地として13カ所の提出を受け、その後不適と考えられる土地の条件等が加味され、最終的に4カ所の候補地が評価対象となった。

評価方法としては、必ずしも定量評価できない項目も含まれることから◎○△での相対評価としながらも、可能な限り客観的に評価できるように評価項目と評価基準の設定を行った。

評価候補地周辺の住民との合意形成については、評価項目として単純に比較評価することは極めて困難であり、また比較評価すべきではないという委員会での議論を受け、住民からのご意見は評価項目やその内容としてできるだけ反映しつつも、反映できないもの、評価できないものについては、次節の付帯事項としてまとめることとした。

すなわち、5.2節で記載した評価結果は、上記の経緯から得られた順位付けであり、最終決定を行う際には、順位付けに加えて次節の付帯事項にある「住民からのご意見」や「◎○△」では語ることができない部分を配慮されることをお願いする。

順位付けの検討に当たっては、各評価項目の内容や意味するところ、特に施設建設の制約となる「△」と評価された内容について熟議・確認しながら丁寧に進めた。

そして地質・地下水などデータが不十分で、不確定性が大きな項目については、その不確定性を認識しつつ安全側の立場に立って評価を行った。そして、施設建設の制約となる「△」に着目して最終順位付けを行うこととした。

順位付け1位である「美幌町報徳」では、最も「△」が少なかった。

「△」として希少動植物への影響が懸念されたが、他の場所でも生息すること、候補地からの移植・移動も可能であることを考慮した。これは、他の場所にもいるから候補地に生息する希少動植物をないがしろにするものではないということをご理解頂ければと思う。また他の項目について、他の3候補地と比較して劣る点もあったが対応が可能であると評価された。住民との合意形成に関する付帯事項については、次節を参照されたい。

順位付け2位である「網走市字二見ヶ岡」と「大空町東藻琴末広」の判断は極めて困難であった。

地域コミュニティの場として機能しているところと、現状利用され地形・地質条件に課題があるところを比較評価することが困難であったため同順とせざるを得なかった。

順位付け4位である「清里町字江南」は、人口が多く廃棄物量が多い網走市と美幌町からの距離が遠いため、収集・運搬効率が他の候補地と比べて不利となった。

なお今回の評価は、メタン発酵と焼却を組み合わせたコンバインド方式を前提としたため下水道への接続が評価の分かれ目になっているようにも映るが、もし焼却のみ

になり下水道への接続が必ずしも必要ではなくなった場合であっても、上記の相対的な順位は変わらないものとする。

6.2 付帯事項

候補地周辺への住民らの貴重なご意見を以下にまとめる。中間処理施設候補地決定の際、そして、候補地決定～建設・供用までの各段階において考慮すべき事項である。なお、どの候補地からの意見であるかどうかは記載しない。

- ・現在の土地利用（小学校跡地であり避難所、祭りなどのイベントの地域コミュニティの場合）であることの考慮
- ・中間処理施設周辺道路の交通量増大や農作業車両の渋滞、観光道路などへの配慮
- ・冬季間の通行止め
- ・中間処理施設起因の悪臭や大気汚染の影響
- ・中間処理施設立地による地域メリット（雇用増大など）やデメリット（加えて、デメリットへの対応策）
- ・農作物への悪影響
- ・洪水ハザード地域での対策の徹底
- ・過去の経緯（先日の白紙撤回、既設処理施設の立地プロセス）
- ・候補地評価プロセスの透明化と今後の住民との合意形成プロセスへの配慮

特に、順位付け1位である「美幌町報徳」については、下記の付帯事項を考慮されたい。

- ・希少動植物への配慮、移植・移動の検討
- ・洪水ハザードへの対応策
- ・近隣の生活環境への配慮（陽光台報徳団地、美芳地区住宅街、美幌高校など）
- ・雪捨て場や下水処理場など他の用途向け車両交通への配慮

7.おわりに

廃棄物の広域処理は、構成する市町の行政及び住民が、他地域にごみを押しつけるのではなく自分事として捉え、ごみを受け入れてくださる自治体に敬意をもって行われるものである。

そのために、ルールに沿った分別をするなど 3R 活動を徹底することが求められる。とにかく、施設受入地域では、「私たちは 3R をしっかり行っているのに、他地域は 3R が徹底されておらず、不公平」といった声がよく聞かれる。このようなことがないようにご配慮願いたい。また、各地域の子供も含めた住民・事業者・行政の皆さんが施設見学に行くなど、日常のコミュニケーションが重要となるのは言うまでもない。

今回は中間処理施設として焼却処理を含む施設構成となるが、これまでの埋立中心からの脱却に意味がある。なぜならば、最終処分場が一杯となり次々と新しい最終処分場を建設し続けることこそが、大きな環境負荷であり、生態系にも大きな影響を及ぼすことを忘れてはならない。そして、コスト合理的、環境負荷削減、エネルギー利用の観点から 1 市 5 町で 1 つだけ中間処理施設を建設することにした。小規模の焼却炉を複数建設するよりも社会コストや環境負荷が小さくて済む広域化・集約化は環境省の方針であり、最終処分量最小という循環経済の理念にも一致する。

今回の評価は、本当に難しい苦渋の選択であった。その意味においても、今後はすべての市町で今回の経緯説明をしていただき、情報共有を図っていただきたい。

そして特に、最終候補地の決定に向けて、周辺住民の皆様に対しては丁寧な対応をお願いしたい。そして、住民の意見への対応もお願いしたい。

最後に、現地視察を含む合計 4 回開催された中間処理施設候補地評価委員の皆様には、難しい評価を行っていただいたこと厚く御礼を申し上げます。また、各資料の作成に当たっては、各市町の職員の皆様、広域協議会の皆様など多くの方々にご尽力いただきました。ここに御礼を申し上げたいと思います。

委員長 北海道大学 石井一英

参考資料

- ・ 中間処理施設候補地評価委員会設置要綱
- ・ 中間処理施設候補地評価委員会開催記録
- ・ 中間処理施設候補地評価委員会委員名簿
- ・ 評価項目資料【別添 1】
- ・ 市民・町民等説明会開催記録【別添 2】

○中間処理施設候補地評価委員会設置要綱

令和 7 年 1 月 1 6 日
斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会

(設置)

第 1 条 斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会（以下「協議会」という。）が設置する中間処理施設の建設候補地（以下「候補地」という。）を適切に選定するため、中間処理施設候補地評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、候補地を適切に選定するための評価を行い、その結果を協議会会長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次項に定める委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から協議会会長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 3 人

(2) 協議会構成 6 市町の副市町長 6 人

3 委員の辞職などにより委員会の運営に支障が生ずるときは、協議会会長は新たな委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に定める所掌事務が完了するまでの間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員の報償)

第 7 条 委員が会議に出席したときは、別に定めるところにより報償を支払うことができる。

(委員の責務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いたのちも同様とする。

(会議の公開)

第 9 条 会議は、審議する内容が公開することに適さないと認めるものを除き、公開する。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 1 月 1 6 日から適用する。

(会議の招集の特例)

2 令和 7 年 1 月 1 6 日以後最初に開かれる委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず協議会会長が招集する。

○中間処理施設候補地評価委員会開催記録

回数	開催日時	会議内容
第1回	令和7年 3月19日	1. 開会 2. 挨拶 3. 委員紹介 4. 中間処理施設候補地評価委員会 設置要綱について 5. 委員長選出 6. 協議事項 (1) 会議の公開について 7. 議題 (1) 中間処理施設整備事業について (2) 候補地選定事例紹介 (3) 候補地選定フローの決定 (4) 調査対象地紹介 (5) 候補地になり得る土地の選定 (6) その他 8. その他 (1) 第2回中間処理施設候補地評価委員会の開催について (2) その他 9. 閉会
第2回	令和7年 4月10日	1. 開会 2. 協議事項 (1) 会議の公開について 3. 議題 (1) 構成市町の確認結果について (2) 総合評価を行う土地の決定について (3) 総合評価の実施方針について (4) その他 4. その他 (1) 第3回中間処理施設候補地評価委員会の開催について (2) その他 5. 閉会
第3回	令和7年 5月24日	1. 開会 2. 協議事項 3. 議題 (1) 各市町での住民説明等状況について (2) 総合評価項目等の設定について (3) その他 4. その他 (1) 第4回中間処理施設候補地評価委員会の開催について (2) その他 5. 閉会
第4回	令和7年 6月20日	1. 開会 2. 協議事項 (1) 会議の公開について 3. 議題 (1) 各市町での住民等からの意見共有について (2) 評価項目への判定に対する意見調整について (3) 評価する土地の順位付けについて (4) 報告書の作成について (5) その他 4. その他 (1) その他 5. 閉会

※その他、令和7年5月24日に総合評価する4箇所それぞれの現地踏査を実施

○中間処理施設候補地評価委員会委員名簿

令和7年3月19日 ～ 令和7年7月31日

氏 名	所 属 ・ 役 職
石 井 一 英	北海道大学大学院工学研究院教授
駒 井 克 昭	北見工業大学教授
中 丸 康 夫	東京農業大学教授
後 藤 利 博	網走市副市長
矢 萩 浩	美幌町副町長
芝 尾 賢 司	斜里町副町長
鈴 木 祐 之	小清水町副町長
岸 本 幸 雄	清里町副町長
鈴 木 章 夫	大空町副町長

※3月31日付で高崎利明委員（美幌町副町長）から、副町長辞任に伴う委員の辞任届が提出され、中間処理施設候補地評価委員会設置要綱第3条に基づき、4月1日付で新たに矢萩浩委員（美幌町副町長）へ委員委嘱した。